# ≪鳴門市農業委員会 7月総会 議事録≫

開催日時 令和6年7月29日(月) 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 201会議室

出席委員 1番 粟田 和美 2番 石園 順市 3番 稻木 伸顕

5番 大西 善郎 6番 小川 佳 7番 海山 貞佳

8番 川添 誠司 9番 小林 幸男 10番 里見 廣治

11番 杉本 英昭 12番 高田 吉敏 13番 竹村 昇

14番 中井 弘 15番 西川 公昭 16番 西川 美鈴

17番 濱堀 秀規 18番 林 博子 19番 藤江 厚子

20番 向 栄治

欠席委員 4番 井上 富夫

# 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について 1件

# 報告

- ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 14件
- ② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 3件
- ③ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 2件

事務局長

定刻がまいりましたので、ただいまから令和6年7月の農業委員会を開会いたします。それでは開会にあたりまして大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長

<挨 拶>

事務局長

ありがとうございます。

それでは、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。

委員定数20名の内、出席委員19名、欠席委員1名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは進行につきましては大西会長よりよろしくお願いいたします。

大西会長

はい。着座にて議事を進行させていただきます。

議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。

議事録署名人は、10番 里見委員さん、11番 杉本委員さんにお願いいたします。

それではこれより、議案に基づき、議事を進行してまいります。

『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

< 1. 農地法第3条の規定による許可申請について 4件> ・申請番号1~4について申請内容説明

大西会長

次に、地元委員さんよりご意見をお願いいたします。

申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

藤江委員

19番。借人は大津町と大麻町で柑橘や桃を栽培する農家です。

経営規模を拡大したい意向があり、現在耕作している農地と近い申請地での 話がまとまり、本申請に至りました。

取得後は柑橘を栽培する予定です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号1番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号2番・3番について、地元委員さんからのご意見をお願いい たします。

石園委員

2番。本申請は、隣り合う二つの農地を交換することで、申請人それぞれの 持つ別の農地とつながることになり、効率的に耕作することができるようにす るために行うものです。

申請地は、どちらも水稲が栽培されています。

交換後も現在の作物を続ける計画であることから、周辺農地への影響もなく、 今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。 申請番号2番・3番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号2番・3番については原案どおり許可 といたします。

次に、申請番号4番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

事務局係長

井上委員さんより、説明事項について事前に意見書をいただいておりますので、事務局の方で代読させていただきます。

申請地は、極楽寺から南東約570mに位置する農地です。

譲受人は現在農地を所有していませんが、申請地にてトマトやきゅうり等の 野菜及び果樹を自家消費用に栽培しており、耕作経験を有しています。

今後もナスやピーマン等の野菜及び果樹を自家消費用に栽培していく計画です。

なお申請地に関しては、農地法第5条の許可を条件とする所有権移転仮登記 が設定されていますが、本申請許可後に速やかに仮登記を抹消して所有権移転 登記を行うことを誓約した上申書が仮登記権利者より提出されています。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。 申請番号4番について採決いたします。 許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号4番については原案どおり許可といたします。

以上で、議案第1号については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

事務局より申請内容の説明をお願いします。

事務局係長

< 2. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件> ・申請番号1について申請内容説明

大西会長

次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

西川公昭委員

15番。この申請地は国道28号線から南に約100m位のところで、甘藷を栽培しております。

譲受人は申請地の隣接地で運輸業を行っています。

既存の駐車場では駐車スペースが不足しており、さらに事業拡大のため大型 トラックを5台増車する予定で適切な土地を探していたところ、譲渡人と売買 の話がまとまり、今回の申請となりました。

計画では既存の駐車場と併せて利用する計画です。

事業計画では、既存敷地から往来する通路を設置、アスファルト舗装を行い、

フェンスを設置、コンクリート壁により隣接地への被害を防除します。

排水については、駐車場を増設した場合にすぐ隣に用水がありますし、隣り合わせた農地は芋を作っている農家が1件ですので、ほとんど影響はないと認めます。農地法の基準に合致すれば、許可しても問題はないと考えております。ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。 次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いいたします。

事務局係長

申請地は、鳴門渦潮高校から南西へ約500mに位置しており、市街化調整 区域内の10ha以上の広がりがある第1種農地に該当します。

第1種農地は農地転用が制限される土地ですが、本件は農地転用の不許可の例外である、農地法施行規則第35条第5号「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の施設の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。)」に該当しており、許可することができます。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業 計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それでは申請番号1番について採決いたします。 許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。

以上で議案第2号については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に 入ります。

事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長

<3. 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について 1件> ・申請番号1について申請内容説明

大西会長

次に、地元委員さんからのご意見をお願いします。 申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

海山委員

7番から説明をさせていただきます。申請者の●●氏は大津町木津野で梨などを生産する農家で、申請地は梨と甘藷を一部栽培されております。

年齢も60歳過ぎということであって、今後も農業経営を続けて長く農業に 従事するということが確認できておりますので、今回の相続猶予制度の適格者 申請について許可しても問題無いと考えております。

ご審議をよろしくお願いいたします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。 申請番号1番について採決いたします。 承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認することといたします。

以上で議案第3号については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』報告事項に入ります。 報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

# 事務局係長

< 4. 報告事項 19件>

- ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 14件
- ② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 3件
- ③ 農地法第18条第6項の規定による通知について

(農業経営基盤強化促進法) 2件

#### 大西会長

ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり 承認といたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。その他、何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして令和6年7月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時24分 令和6年7月29日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 里見 廣治

議事録署名者 杉本 英昭